

消 防 法 令 改 正

社会福祉施設等の用途区分見直し

平成27年4月1日施行

社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（6）項口又はハ）の分類について、多様化している福祉サービスの実態を踏まえて改正が行われました。

軽費老人ホーム及び**小規模多機能型居宅介護事業所**、既定の既設と類する**お泊りデイサービス**及び**複合型サービス事業所**等のうち避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものは、消防用設備等の規制が変わりました。



規制が変更になる「軽費老人ホーム」

入居している要介護状態区分3以上の者の割合が、施設定員に対して過半以上である施設

規制が変更になる

「小規模多機能型居宅介護事業所」・「お泊りデイサービス」・「複合型サービス事業所」

過去3か月の宿泊サービス利用状況について、要介護状態区分3以上の者の宿泊サービス利用者数の割合が、全体の宿泊サービス利用者数に対して、50%以上である日が当該期間の過半期間以上である施設

規制変更の主な内容

種 別	改正前（６）項ハ	改正後（６）項ロ
防火管理者	収容人員３０人以上で選任	収容人員１０人以上で選任
消火器	延べ面積１５０㎡で設置	全て設置
スプリンクラー設備	延べ面積６，０００㎡以上で設置	全て設置 (平成２７年４月１日改正)
自動火災報知設備	延べ面積３００㎡以上で設置	全て設置
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積５００㎡以上で設置	全て設置 (自動火災報知設備と連動)

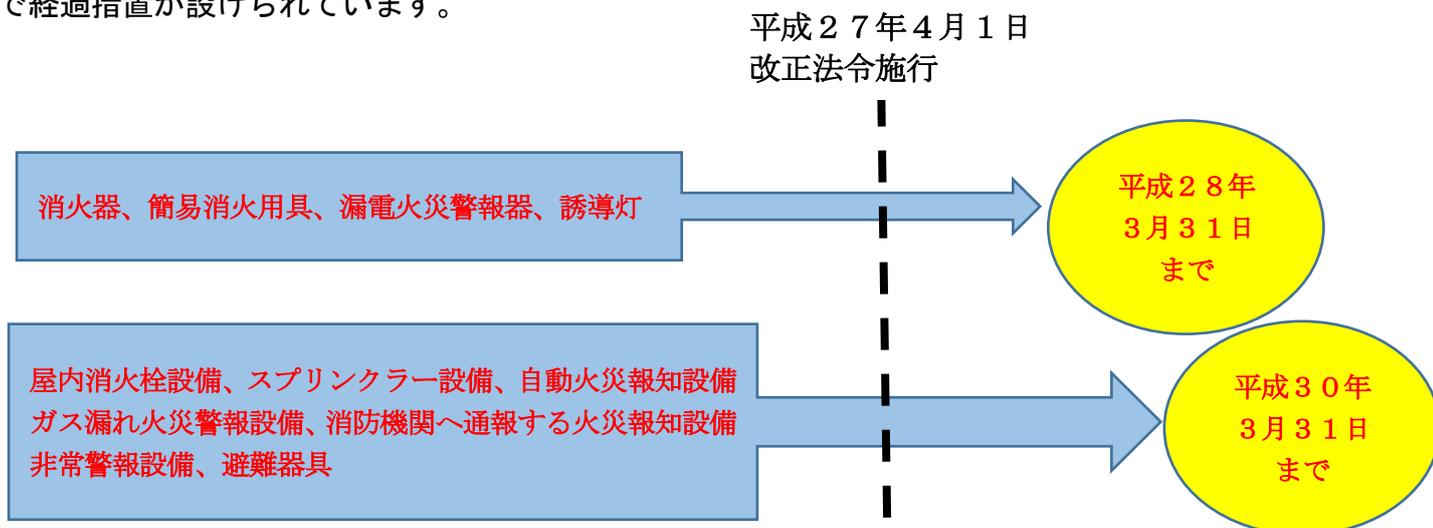
一時預かり事業を行う施設、家庭的保育事業を行う施設の取り扱い

一時預かり事業を行う施設及び家庭的保育事業を行う施設（（６）項ハ）も、消防法上明確に位置づけられました。

改正法令の施行日について

改正法令は、平成２７年４月１日に施行されました。

既存施設（新築、改築工事中を含む。）のうち６項ロ又はハとなる施設は、新たに必要となる下記の消防用設備等の技術上の基準については、平成２８年３月３１日又は平成３０年３月３１日まで経過措置が設けられています。



お問い合わせ：佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
予防課 ０４３－４８１－１２１７（平日に限る。）